別表第二（第二条関係）

関西国際空港株式会社	一　関西国際空港及び関西国際空港株式会社法（以下この項において「株式会社法」という。）第六条第一項第二号に規定する施設の設置（これらの建設に係るものを除く。）及び管理の事業に係る業務 二　株式会社法第六条第一項第三号の政令で定める施設及び同項第四号に規定する施設の管理の事業に係る業務 三　前二号に規定する事業に附帯する事業に係る業務 四　前三号に規定する事業に係る株式会社法第六条第一項第六号に掲げる事業に係る業務 五　株式会社法第六条第二項に規定する事業に係る業務
日本私立学校振興・共済事業団	一　日本私立学校振興・共済事業団法（以下この項において「事業団法」という。）第二十三条第一項第六号から第八号までに掲げる業務 二　事業団法第二十三条第二項に規定する業務 三　事業団法第二十三条第三項第一号及び第二号に掲げる業務

政　令

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令及び公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年七月一日

内閣総理大臣　麻生　太郎
総務大臣　佐藤　勉
法務大臣　森　英介

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第百七十四号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令及び公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十五条第五項において準用する内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部改正）

第一条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五十二年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

（公正取引委員会事務総局組織令の一部改正）

第二条　公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　麻生　太郎

府　令

○内閣府令第三十八号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年七月一日

内閣総理大臣　麻生　太郎

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「企画官一人」を「企画官二人」に改める。

第六条の見出しを「（企画官及び主任会計専門官）」に改め、同条第一項中「企画官一人」の下に「及び主任会計専門官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

3　主任会計専門官は、命を受けて、企業開示課の所掌事務のうち企業会計の基準の設定その他企業の財務に関する専門的事項に係る事務に従事する。

第七条第一項中「三十人」を「三十二人」に改める。

第八条第一項中「、協同組織金融調整官一人及び貸金業調整官一人」を「及び協同組織金融調整官一人」に改め、同条第十六項を削る。

第八条の二の見出しを「（監督企画官及び銀行監督専門官）」に改め、同条第一項中「銀行第一課に、」の下に「監督企画官一人及び」を加え、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　監督企画官は、命を受けて、銀行第一課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務に従事する。

第十条の見出しを「（損害保険・少額短期保険監督室及び保険財務管理官等）」に改め、同条第一項中「保険課に、」の下に「損害保険・少額短期保険監督室並びに」を加え、同条第四項中「（平成七年法律第百五号）」を削り、「専門的事項」の下に「に係る事務」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　損害保険・少額短期保険監督室は、保険課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

イ　保険業を行う者（損害保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第九項に規定する外国損害保険会社等、同法第二百十九条第五項の特定損害保険業免許を受けた者の引受社員（同条第一項に規定する引受社員をいう。）及び少額短期保険業者に限る。）

ロ　保険持株会社（その子会社とする保険会社が損害保険会社であるものに限る。）及び保険業法第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社